

令和5年度

消第4号 消防団中浜格納庫除却工事

図面リスト

図面 No.	図面名称	縮尺
D-01	解体工事特記仕様書 (そのⅠ)	no scale
D-02	解体工事特記仕様書 (そのⅡ)	no scale
D-03	R 4 共通事項特記仕様書 (そのⅠ)	no scale
D-04	R 4 共通事項特記仕様書 (そのⅡ)	no scale
D-05	案内図	S=1:2500
A-06	既存配置図	S=1:150
D-07	外部・内部仕上表	no scale
D-08	現況格納庫1階平面図(撤去図)	A3 S=1:60, 1:100
D-09	現況1階平面図・立面図・展開図	A1 S=1:100, 1:50 A3 S=1:200, 1:100
D-10	現況伏図・軸組図・矩計図・給排水ガス設備図	A1 S=1:30, 1:100 A3 S=1:60, 1:200
D-11	構内安全仮設図(参考図)	A3 S=1:60

当初設計	注意事項・変更事項			発注者	古畑・シグマ経常共同企業体	承認	審査	設計責任	製図	工事名	令和5年度 消第4号 消防団中浜格納庫除却工事	日付	図面番号
			検査済 適合	糸魚川市	シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録(ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫					図面名称		縮尺	意電機 構機

令和5年度 消防第4号 消防団中浜格納庫除却工事 解体工事設計図		令和 5 年 3 月 (全 11 枚)	
建物概要			
工事場所	新潟県糸魚川市大字中浜213-1の一部		
敷地面積	356.57 m ²		
用途	消防団格納庫		
構造・階数	木造 平屋建て		
建築面積	48.85m ²	延べ面積	48.85m ² (うち解体 48.85m ²)
区域区分	都市計画区地内	用途地域	用途指定無し
防火地域	防火指定無し		
その他の区域	騒音規制法による規制 ※あり(第 号区域) ○なし 振動規制法による規制 ※あり(第 号区域) ○なし 景観計画地域(一般地域)		

※建物の棟別の詳細は、設計図を参照。

施工条件	
項目	適用・条件等
① 作業時間等	※指定あり・指定なし (ありの場合の条件) ○騒音・振動規制法による作業禁止日・時間帯 (特定建設作業に限る。) ○夜間作業 ※行わない
② 駐車場その他	工用車両の駐車場所 ・ 場内(任意) ・ 図示 資機材の置場所 ・ 場内(任意) ・ 図示
③ 着手前対応	・ 工事に先立ち、周辺住民に対して工事説明を行なう。(発注者同席予定) (説明会予定時期・令和 年 月 頃 ・ 実施時期未定) ※建築物除却届 ※必要(施工者作成とする。)
④ その他施工条件	(↓は参考記載のため、各工事条件に併せて記述を要する。) ・ 本施設の場内では、車両通行に制限があるため、場内の規則にしたがって通行すること。通行にあたり、施設管理者と協議が必要。 ○ 本工事範囲は基礎解体までとし、杭の撤去は行わない。(詳細は図示。) ・ 工事時期と同時に、備品等の撤去作業を別途予定している。 解体工事にあたり、備品撤去作業の受注者と十分な調整を行うこと。 ○ 建物内の備品等の撤去は、別途とする。

仕様書

I 共通仕様

- 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」(以下「解体共仕」という。)により、解体共仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築物標準仕様書(建築工種編)平成31年版」(以下「標仕」という。)による。
- 解体共仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
 - 「契約書」を「糸魚川市財務規則(平成17年3月19日規則第49号)別記1(第182条、183条関係) 建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。
 - 「監督職員」を「監督員」に読み替える。
 - 「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。
- 次の各号に該当する解体共仕の項目について、解体共仕の規定を別表に置き換えて適用する。
 - 1章 各章共通事項 1節 共通事項 1.1.2 用語の定義の(7)、(9)、(t)
 - 2) "
 - 2) "
- 解体共仕の次の項目の規定は適用しない。
 - 1章 1.1.2 用語の定義の(ノ)
 - " 1.6.2 技術検査

別表(建築工事)		
号	項目	置き換え後の解体共仕の規定
	1章 各章共通事項 1節 共通事項	
(1)	1.1.2 用語の定義	(7)「監督員」とは、約款第10条の規定に基づき受注者に通知された者をいう。 (9)「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。

(2)	1.1.2 用語の定義	(t)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査(ただし、②に係る検査を除く。)を含む。 ① 工事の完成(約款第33条) ② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第39条) ③ 部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第40条) ④ 契約の解除時における出来形部分(約款第52条) ⑤ 必要があると認めたとときの臨時検査(約款第53条)
(3)	1.1.5 書面の様式及び取扱い	(2) 書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
(4)	1.6.1 工事検査	(2) 約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

II 特記仕様

- 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印
- 特記事項に記載の()内の表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図または当該表を示す。特記事項に記載の(標仕)内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
- 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。

章	項目	特記事項
一般共通事項	① 工事実績情報の登録	※請負工事費 500万円以上の場合は登録する。(1.1.4)
	② 監理技術者の要件	※建築工事に係る監理技術者証を有するもので、次のいずれかの要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。 1 建築工事の施工に関し、10年以上の実務経験を有すること。 2 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有すること。
	③ 電気保安技術者	※要() (1.3.3)
	④ 解体工事における監督者の要件	※解体工事の施工は、次のいずれかの者の監督の下で実施すること。 1 解体工事施工技士 2 解体工事の実務経験が1年半以上の者で、建設リサイクル法で定める「技術管理者」の資格要件を有する者。
	⑤ 施工条件	※解体共仕によるほか、左記施工条件及び図示による。(1.3.5)
	⑥ 交通安全管理(出入りの管理)	※工事現場への出入口には、解体工事期間中、交通誘導員等を配置し、公衆の交通に支障をあたえないようにしなければならない。又、近接して他の建設工事等が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通安全を図らなくてはならない。 ※工事現場への車両等を出入りさせる場合には、道路構造物及び交通安全施設等に損害を与えることのないよう注意しなければならない。なお損傷させた場合は、直ちに当該管理者の指示により復旧しなければならない。
	(巡 視)	※交通安全巡視員等により工事現場内及びその周辺の安全巡視を敢行し、事故防止
	⑦ 周辺構造物対策	※工事にあたって、周辺地盤のゆるみ又は沈下、構造物の破損、汚損等に十分注意するとともに、必要に応じて構造物の補強又は養生等について、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、危害防止のための措置を講じなければならない。
	⑧ 公共設備等への対策	※工事による影響があると思われる範囲内の公共施設、架空線等の処理等について、十分配慮して工事しなければならない。 公共の埋設物、架空線等に接近して工事を施工する場合は、あらかじめその埋設物、架空線等の関係者と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法を決定しておかななければならない。
	⑨ 発生材の処理	※構外搬出適切処理 (1.3.10) 発注者に引渡しを要する発生材 ・ PCB含有物 ・ 金属類
	10 施工数量調査	調査範囲 ・ 図示 (1.4.2) 調査方法
11 完成図等	※下記のものを作成し提出する。作成方法・部数等は、監督員の指示による。 ・ 案内図及び配置図 ・ 残置物等の配置図 ※竣工図(A1部 A3部) ・ CADデータ ・ 下記図面をCADデータ化し電子媒体にて提出する。作成方法・媒体等は、監督員の指示による。 案内図、配置図、残置物等の配置図、その他監督員が指示した図面	

⑫ 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
⑬ 工事完成写真	工事完了後、整理のうえ監督員に提出する。提出部数 1部 工事完成写真は、着手前の敷地全景(敷地の位置は未線で記入)、外部全景4面、内部主要各室、屋外施設その他監督員が必要と認め指示した箇所等とする。 工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による工事写真撮影ガイドブック(平成30年度版)」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。 ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略出来る。提出部数 1部 印刷物若しくは電子データ(DVD等のメディア)で提出する。
⑭ 工事施工状況写真	
② 仮設工事	① 騒音・粉じん等の対策 ※防音パネル ・ 防音シート ○養生シート (2.2.1) 防音パネルの設置範囲と高さ 設置範囲: 高 さ: 外部足場は一側足場とする。(2.2.2) 「手すり先行工法に関するガイドブック」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドブックの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部解体足場 ・ 架台足場 ・ 枠組脚足場 ・ 枠組本足場 ・ 脚立足場 ③ 総合仮設計画 ※現場作業の安全確保、及び第三者災害の防止を目的として総合仮設計画を作成し、監督員の承諾を受ける。 4 監督員用事務所等 ・ 監督員事務所 ・ 10 ・ 20 ・ 35 ・ 65 ・ m ² 程度を設ける。(2.3.1) ・ 仮設事務所の中に監督員用空間を m ² 程度確保する。 ・ 監督員が使用できる備品として、下記のことを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ・ 保護帽 ケ ・ 雨具 着 ・ 長靴 足 ・ 安全帯 組 ⑤ 工 事 用 水 構内既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる(※有償 ・ 無償) ⑥ 工 事 用 電 力 構内既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる(※有償 ・ 無償) ⑦ 仮 設 建 物 等 現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 8 山 留 め の 撤 去 埋め戻し ・ 砂 (2.4.3) ③ 解 体 施 工 ① 事前措置 ※浄化槽・排水槽等の汚水・汚物等を処理し、洗浄、消毒等を行う。(3.2.1) ※オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油を処理し、洗浄等を行う。 ② 機器等の解体 ※工事範囲内の機器類は、各種別ごとに分別解体する。(3.4.1) 設備機器等は専門業者又はメーカーが解体し、バッテリー液・フロンガス等は関係法令に基づき適正に処分する。 3 基礎及び杭 杭の撤去 ※行う ・ 残置 (3.9.2) 残置または一部撤去の場合の処理 ※杭種、杭径、位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。 解体方法 ※引抜き ・ 破砕 ・ 杭頭はつり(mまで) 引き抜いた杭の処理 杭撤去跡の処理 ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ・ セメントミルク ・ 杭の種類 ・ 遠心力鉄筋コンクリートくい ・ 高強度プレストレスコンクリートくい ・ 場所打ちコンクリートくい ・ 木くい ・ RCパイル 付属物の解体 ・ 行わない ○行う(・ 図示) (3.10.1) 5 構内舗装等 樹木等の伐採・伐根 ・ 行わない ・ 行う(・ 図示) (3.11.1) 支障となる樹木の移植 ・ 行わない ・ 行う(・ 図示) ⑥ 地下埋設物及び埋設配管 撤去する地下埋設物、埋設配管 ○あり ○図示 ・) ・ なし (3.12.1) ⑦ 解体後の整地 埋戻し及び盛土 ・ A種 ※B種 ・ C種 ・ D種 (標仕3.2.3)(標仕表3.2.1) 発生土の処理 ○構内指示の場所 ○敷均し ・ 堆積) (標仕3.2.5) ・ 構外搬出適切処理(指定場所:) ・ 処分地未特定のため、場内仮置きとし契約後変更とする ⑧ 火気使用作業等 ※解体工事にガスバーナーでオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する時、爆発や火災発生危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じて作業しなければならない。

建設廃棄物の処理	④ ① 再資源化等	中間処理、再資源化施設 ※「追加特記6 建設廃棄物の処理」による。(4.4.1) 再資源化する建設廃棄物 ※建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 ※金属類 ※資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ※資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ・ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス 指定建設資材廃棄物としての木材の縮減(焼却) ※不可 ・ 可 再資源化して現場で利用する建設廃棄物 ・
	② 処理に注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1) ○せつこうボード(石綿含有) ・ せつこうボード(ひ素・カドミウム含有) ・ せつこうボード(上記以外) ・ CCA処理木材(クロム・銅・ひ素化合物系防蟻処理木材) 処理の方法 ・ 解体共仕第4章5節による。 施工に先立ち、処理計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。
	⑤ ① 廃石綿等	※6 石綿含有建材の除去及び処理による。(5.4.1(1))
	② PCB含有機器類	調査方法 ※製造所、製造年、型式等による調査 (5.4.1(2)) ・ 専門分析機関による微量PCB分析調査 調査対象 上記のほかにも含有が疑われる機器があった場合は調査を行う。
	③ PCB含有シーリング材	事前調査等 ・ 行う(下記の要領で分析する) ・ 行わない (5.4.1(3)) 現場において物質を採集し、専門分析機関で分析を行う。 採取箇所 ※外壁目地 ・ 建具周囲目地 ・ 図示 採取箇所数 ・ 部材が異なる毎に1箇所 ・ 図示 分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う。 調査範囲 ※工事範囲全て ・ 図示 調査内容 シーリング使用部位及び長さの確認 施工範囲と工事監視区分の確認 廃棄物等の搬出方法
	4 廃油	処理方法 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設による再生処理 (5.4.1(4))
	5 廃酸・廃アルカリ	処理方法 ・ 中和処理 ・ 焼却処分 (5.4.1(5)) ・ 中間処理施設による再生処理
	6 ダイオキシン類	サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない (5.4.1(6)) 材 料 名 調査箇所 測定方法 焼却施設の解体及び処分方法 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)その他関係法令に従い、適切に処理すること。
	⑥ ① 共通	※建築物の解体等工事、石綿除去について、以下の基準を適用する。 ・ 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日付け 技術上の指(公示第22号)) ・ 新石綿技術指針対応版 石綿粉じんへのばく露防止マニフール(建設業労働災害防止協会) ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニフール(令和3年3月(厚生労働省、環境省))
	② 施工調査	工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。(6.1.3) 調査範囲 ○解体部分 ・ 図示 貸与資料 ○調査報告書 分析による石綿含有の調査 ・ 行う(下表による) ○行わない 材 料 名 定性分析方法 定量分析方法 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 上記以外に調査が必要と思われる箇所があった場合は、監督員と協議すること。
	③ 石綿粉じん濃度測定	石綿粉じん濃度測定 ・ 行う ○行わない [6.1.4] 測定時期、場所及び測定点 適用測定名称 測定時期 測定場所 測定箇所数(各処理作業ごと) ・ 測定 1 処理作業前 処理作業室内 ・ ()点 ・ 測定 2 施工区画周辺又は敷地境界 ・ 4方向各1点 ・ ()点 ・ 測定 3 処理作業中 処理作業室内 ・ ()点 ・ 測定 4 集じん・排気装置の出入口(処理作業室内の場合) ・ ()点 ・ 測定 5 集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合) 1m/s以下の位置各1点 ・ ()点 ・ 測定 6 施工区画周辺又は敷地境界 ・ 4方向各1点 ・ ()点 ・ 測定 7 処理作業後 処理作業室内 ・ ()点 ・ 測定 8 (隔シート撤去前) 施工区画周辺又は敷地境界 ・ 4方向各1点 ・ ()点

当初設計	注意事項・変更事項			発注者	古畑・シグマ経常共同企業体	承認	審査	設計責任	製 図	工 事 名	令和5年度 消防第4号 消防団中浜格納庫除却工事	日 付	2023.3.28	図面番号	D-01
				糸魚川市	シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫					図 面 名 称	解体工事特記仕様書 (そのI)	縮 尺	no scale	意 電 機	⑧

⑥	3 石綿粉じん濃度測定	測定方法 ・自動測定器による測定
	4 石綿含有吹付け材の除去	除去工法 (6.3.2) ※解体共仕第6章3節による。
	5 石綿含有保温材等の除去	除去工法 (6.4.3) ※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらして行う。 ・掻き落とし・破碎・切断等による除去を行う。 ※「3 石綿含有吹付け材の除去」により、作業場を隔離する。
	6 除去した石綿含有吹付け材等のこん包及び飛散防止	除去した石綿含有吹付け材・保温材等のこん包及び飛散防止 (6.3.2) (6.4.3) ※密封処理(二重袋梱包) ※湿潤化 ・固化化(※セメント固化)
⑦	石綿含有成形板の除去	作業場の区画 (6.5.2) 建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 石綿含有成形板の種類
	⑧ 除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等	除去した石綿等の処理 (6.3.3) (6.4.4) (6.5.4) ※各種廃棄物分類に応じた最終処分場で埋立処分 ・中間処理 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設において溶融処理 ・大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理

7 追加特記	6 建設廃棄物の処理等	1 再生資材の利用 下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。
	2 建設発生土の利用	盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。
	3 建設発生土の搬出	工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。
	④ 建設廃棄物の搬出	工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとして積算している。
	搬出する廃棄物名	ガラスくず類(ガラス、ボード、石綿含有建材)、金属くず、がれき類 廃石膏ボード類、紙くず類、廃プラスチック、畳、木くず
	処理施設名称	榊木島組 浦本工場 ケーツークリーンサービス
	施設所在地	糸魚川市大字中宿字宮谷981-1
	連絡先	025-555-3680
	備考	
	搬出する廃棄物名	
	処理施設名称	
	施設所在地	
	連絡先	
	備考	
	搬出する廃棄物名	
	処理施設名称	
	施設所在地	
	連絡先	
	備考	
	上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。	
	⑤ 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。	
	⑥ 再生資源利用計画書を作成するものとする。	
	⑦ 再生資源利用促進計画書を作成するものとする。	
	⑧ 自ら産業廃棄物を運搬・処分する場合以外は、委託契約書の写しを提出すること。	
	⑨ 特殊な副産物の処理等については、解体共仕第7章3節による。	
	10 協議について 建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、1～9の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。	
	⑤ 「石のまち糸魚川」のヒスイの保全 糸魚川市内では日本の国石である「ヒスイ」が発見されることが多く、工事において十分留意する必要があることからヒスイの保全に関して下記のとおり定めるものとする。 (1) 受注者は、工事中にヒスイまたはヒスイの類似した岩石(勾玉等の加工品を含む)を発見したときは、速やかに監督員と協議しなければならない。 また、協議前に破碎や工事現場外に出し等を行ってならない。 (2) 受注者が、工事の施工にあたりヒスイ及びヒスイに類似した岩石を発見した場合は、受注者との契約に係る工事に起因するもののみならず、発注者が当該ヒスイの発見者としての権利を保有するものとする。	

7 追加特記	1 公共事業労務費調査への協力	※協力する
	2 工事監理方式	共同監理 ・ 有り ・ 無し
	3 適用基準等	・営繕工事電子納品要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室監修) ※工事運行マニュアル(新潟県土木部都市局営繕課作成)
	4 工事成績評定	※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。(様式等は、工事運行マニュアルによる。)
⑥	工事機械(機械の選定)	※機械の選定に当たっては、地域の安全及び環境対策上、転倒、騒音、振動等について十分注意して行なわなければならない。また工事規模、施工方法等に見合った、安全な作業ができる能力をもった機械を選定しなければならない。機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。
	(組立及び解体)	※機械の組立及び解体に当たっては、機械に精通した者の直接の指導により、定められた手順を厳守しなければならない。
	(使用及び移動)	※建設機械を使用し又は移動させる場合は、機械類に関する関係法令を厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損害を与えることがないようにしなければならない。 ※建設機械を移動させる範囲は、原則として工事現場内としなければならない。やむを得ず工事現場外で使用させる場合には、作業範囲内へ立ち入りを制限する等措置を講じなければならない。 ※架線、構造物又は工事現場の境界に近接して建設機械を使用する場合には、車止めの措置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張り員の配置等の措置を講じなければならない。
	(移動式クレーン)	※移動式クレーンの選定に当たっては、自立できるもので、施工条件、近隣環境等と施工計画との関連を検討して、安全な作業ができる能力を持った機械を選定しなければならない。 ※移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度、接地圧、アウトリガの反力等の検討・確認を行い、適切な作業地盤上で使用しなければならない。 ※移動式クレーンを使用する場合には、高所及び敷地周辺から、吊荷、吊具等の落下、飛散等に十分注意すると共に、これらによる危害を防止するための措置を講じなければならない。
	(排出ガス対策型等建設機械)	※共通事項特記仕様書「排ガス対策型建設機械等に関する特記仕様書」による。

当初設計	注意事項・変更事項	発注者	設計者	承認	審査	設計責任	製図	工事名	日付	図番
		糸魚川市	古畑・シグマ経常共同企業体					令和5年度 消第4号 消防団中浜格納庫除却工事	2023.3.28	D-02
			シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫					解体工事特記仕様書 (そのII)	no scale	意電 構機

○	※現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書
加 特 記 部 ・ 課 共 通 事 項	<p>① 現場代理人の兼任</p> <ul style="list-style-type: none"> 認めない ○ 認める (〇 兼任工事の契約金額が1件あたり7,000万円未満であること(市発注工事全体で5件まで) ○ 工事現場間で、常時連絡が取れる体制である事

※主任技術者又は監理技術者の専任に関する特記仕様書	
1	<p>専任を要しない期間</p> <p>専任を要しない期間は、以下のとおりであり、具体的な期間はあらかじめ特記仕様書に明記する場合を除き、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにて工事打合簿に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場施工に着手するまでの期間 現場施工に着手するまでの期間(現場事務所を設置、機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。) 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等の期間。 現場施工着手後の期間 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止する期間や、その他、専任の必要がないと認められる期間。 工事カルテの登録変更 上記1、3で定める専任を要しない期間は、受注者の要請があった場合に定めるものとし、専任する期間の変更が生じた毎に登録変更の手続きを行うこと。
2	<p>専任を要しない期間の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ明記する場合は、以下の期間とする。

※特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書	
1	<p>特例監理技術者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 認める 認めない
2	<p>特例監理技術者の業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下の(1)から(8)の要件を全て満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 特例監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 監理技術者補佐は、当該工事に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、一級施工管理技士補の資格を有する者又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同一であること。 監理技術者補佐は、入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体化が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が本工事と同一の地域振興局管内の工事であること。 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならないものであること。 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項(1)から(8)の事項について確認できる書類を提出すること。 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

※設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書	
1	<p>設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第19条～第25条によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用、及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。</p>

○	※請負工事における電子納品に関する特記仕様書
加 特 記 部 ・ 課 共 通 事 項	<p>1 電子納品</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施する ※実施しない <p>新潟県CALS/EC整備行動計画(アクションプログラム)に基づく電子納品対象工事は、以下の各項により履行するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県CALSシステム(以下「CALSシステム」という。URL: http://www.niigata.pref.cals-ec.jp/)を利用して電子協議^(注1)を行わなければならない。 受注者は、CALSシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品^(注2)を行わなければならない。 工事完成図書の提出方法および提出部数については、電子成果品としてCD-R 2部(枚)および紙による成果品として1部納品するものとする。なお、電子成果品のうち、「新潟県CALSシステムで交換された書類(打合せ簿等)」、「写真」、「参考図」については、電子成果物としての納品とするが、それ以外の書類を電子成果品にて納品した場合は、紙による納品も追加するものとする。 受注者は、CALSシステムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。 監督員が受注者に口頭・電話・電子メール等で指示等を行った場合、後日CALSシステムにより監督員と受注者の両者が指示内容を確認するものとする。 受注者は、CALSシステムの利用料を、新潟県よりCALSシステム運営業務を委託している者に支払うこと。なお、CALSシステム利用料として、新潟県CALSシステム利用登録料を別途積上げ計上している。 CALSシステムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払の事実を報告し確認を受けること。また、支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を工事完了時に提出すること。 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。
2	<p>電子検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施する ※実施しない <p>電子検査に係る詳細な事項については、別途県が公表する^(注3)「新潟県電子検査実施要領」による。</p> <p>(注1)電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他資料(図書等)にて行うことをいう。</p> <p>(注2)電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する^(注3)新潟県策定の「新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。</p> <p>(注3)新潟県CALS/ECホームページにて公表する。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/119730328963.html</p>

※県内調達に関する特記仕様書	
1	<p>受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労務単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設業者をいう。</p>
2	<p>受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず県外企業を採用する場合は、着手前にその下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しない場合は「1. 下請契約」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること(県外企業とは県内企業以外をいう)。</p>
3	<p>受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合はその優先使用に努めるものとする。</p> <p>なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。
4	<p>受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。</p> <p>なお、県外資材とは県内資材以外をいう。</p>
5	<p>受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用した場合は、「工事材料使用承諾願」の提出時、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しない場合は「2. 県外資材の調達」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること。</p>
6	<p>「調達報告書」は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ(EXCEL形式)で提出すること。なお、記入に当たってはホームページに掲載されている記入例を参照すること。</p> <p>掲載場所 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1201539661625.html</p>

※防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する特記仕様書											
1	<p>ゴム製品等の品質確認等</p> <p>受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。</p> <p>なお必要な品質証明は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
試験名	計測項目										
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び										
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)										
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み										
製品検査	外観、寸法、性能										
2	<p>第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>										

○	※地域保全型工事(建築一式工事、電気工事及び管工事)に係る特記仕様書
加 特 記 部 ・ 課 共 通 事 項	<p>1 地域保全型工事の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象工事である 本工事は、_____の管内として扱う。 () ※対象工事でない
2	<p>地域保全型工事の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 下請負する場合 <ol style="list-style-type: none"> 工事の品質確保、安全性の確保、公正な契約締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。 工事を落札した建設業者(以下「直接元請負人」という。)は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。ただし、これによりがたい場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。 直接元請負人は、(4)及び(5)の条件の履行の確保を図るため、工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者(以下「下請負人指導責任者」という。)を配置し、下請負人指導責任者配置届(様式1)を工事着手届に併せて監督員へ提出すること。 ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)により、建設業法令遵守状況を点検すること。 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険・建退共等への加入について指導すること。また、賃金については、公共工事設計労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回るものないよう指導すること。 直接元請負人は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙又は退職金ポイントを通正に交付若しくは充当するとともに、1件あたりの契約金額が500万円(消費税等相当額を含む。)以上の場合は、工事が完了したときに、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式4-1)及び様式4-2)又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式5-1及び様式5-2)を提出すること。 直接元請負人は、県の前金払い・中間前金払い・部分払い制度及び「地域建設業経営強化融資制度」などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を運る紛争が生じないように努めること。 直接元請負人は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注機関へ提出すること。 下請負しない場合 <p>1件あたりの契約金額が500万円(消費税等相当額を含む。)以上のときは、工事が完了したときに、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式4-1)又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式5-1)を提出すること。</p> 報告書の様式 <p>各種報告書等は、新潟県ホームページから最新のものをダウンロードすること。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1194797758071.html</p>

※埋設配管・配線切断事故防止措置等に関する特記仕様書	
1	<p>対象作業</p> <p>既存建物の躯体内の埋設配管・配線を切断する恐れのある作業 あと施工アンカー、カッター入れ、はつり、解体、コア抜き等 なお、地下の既設配管等の安全確保は改修工事標準仕様書(建築工事1.3.7(4)、電気設備工事1.3.5(d)、機械設備工事1.3.5(e))による。</p>
2	<p>事故防止措置等</p> <ol style="list-style-type: none"> 事前調査 既存図面及び施設管理者からの聞き取りにより、埋設配管・配線の位置を事前に確認すること。 作業前調査 非破壊検査(電磁波レーダー法、電磁誘導法、X線法)により、埋設配管・配線の位置出しを行うこと。 迂回措置 上記①～②によっても埋設配管・配線の位置が確認出来ない場合は、切り直し等の迂回措置を検討すること。 被害防止措置 (ア)原則、工事範囲内の各種設備の供給は、既存ブレーカー、バルブ等で停止すること。 (イ)工具は、メタルセンサー付き、またはメタルセンサー付き電工ドラムに接続し使用すること。 (ウ)重要機器の配管・配線を切断する危険がある場合は、使用配管・配線の迂回や発電機設置等による措置を行うこと。 その他 配管工事のコア抜きに代えて、既存スリーブ廻りを手ハツリするなど、現地の状況を確認した上でリスクを回避する工法があれば、採用を検討すること。
3	<p>監督員の承諾</p> <p>対象作業のある工種は工種別施工計画書に事故防止措置等を記載すること。なお、事故防止措置等の費用は変更協議の対象とする。</p>
4	<p>事故発生時の報告</p> <p>埋設配管・配線を誤って切断した場合は、直ちに作業を中止し、監督員に報告し、指示を受けること。</p>

○	※建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書
加 特 記 部 ・ 課 共 通 事 項	<p>1 建設現場の「快適トイレ」設置の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件である。 <ol style="list-style-type: none"> 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」(希望型)の試行案件である。 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件でない。 <p>※試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html)</p>

※施工時期選択可能工事制度に係る特記仕様書	
1	<p>施工時期選択可能工事制度の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、工事開始日を、発注者が指定する工事開始期限日の範囲内で受注者が任意に選択できる「施工時期選択可能工事制度」の対象工事である。 ※対象工事でない
2	<p>工事開始期限日</p> <p>工事開始期限日は、令和 年 月 日(契約締結予定日から 日以内)</p>
3	<p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書により、発注者の承認を受けなければならない。 契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要しない。 コリンズの登録は、工事着手後に監督員の確認を受け、着手後、速やかに行うこと。 工事開始日の前日までの間は、工事の施工(現場事務所等の設置、工場製作等)を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備は可とする。 落札通知の日から起算して7日以内に契約を締結すること。 積算にあたっては、契約締結予定日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じる経費(積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等)については、受注者の負担とする。
4	<p>その他</p> <p>落札者が工事開始日の選択を希望し、発注者に承認された場合は、工事開始日から7日以内に工事に着手し、工事に着手したときは、速やかに「着手届」及び「工程表」を提出すること。</p> <p>※制度の試行要領、様式等は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356909107317.html)</p>

※週休2日促進工事の特記仕様書	
1	<p>「週休2日促進工事」の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「週休2日促進工事(発注者指定方式)」の試行対象案件である。受注者は、受注後速やかに『當補工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」(分離発注工事の場合は「現場閉所(現場休息)の予定日」)を記載した「実施工程表」等を作成し監督員の確認を得た上で、週休2日に取組むものとする。 工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。 ※本工事は、「週休2日促進工事(受注者希望方式)」の試行対象案件で、『當補工事における週休2日促進工事試行実施要領』に規定する「4週8休以上」を前提に補正係数1.08により労務費(予定価格のものとなる工事費の積算に用いる複合単価、相場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、週休2日の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、その達成状況に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。 受注者は、受注後速やかに「週休2日促進工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 協議により試行する場合は、『當補工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき行うものとする。 <p>その他詳細は、試行実施要領(令和2年7月20日以降適用)を確認すること。</p> <p>※試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html)</p>

当初設計	注意事項・変更事項	/ / 検査済 適合	発注者 糸魚川市	設計者 古畑・シグマ経常共同企業体 シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録(ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫	承認 審査 設計責任 製図	工事名 令和5年度 消第4号 消防団中浜格納庫除却工事	日付 2023.3.28	図番 D-03
		/ / 検査済 適合				図面名称 R 4 共通事項特記仕様書(そのI)	縮尺 no scale	意 構 機

○追加特記部・課共通事項

※排ガス対策型建設機械等に関する特記仕様書

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正 平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

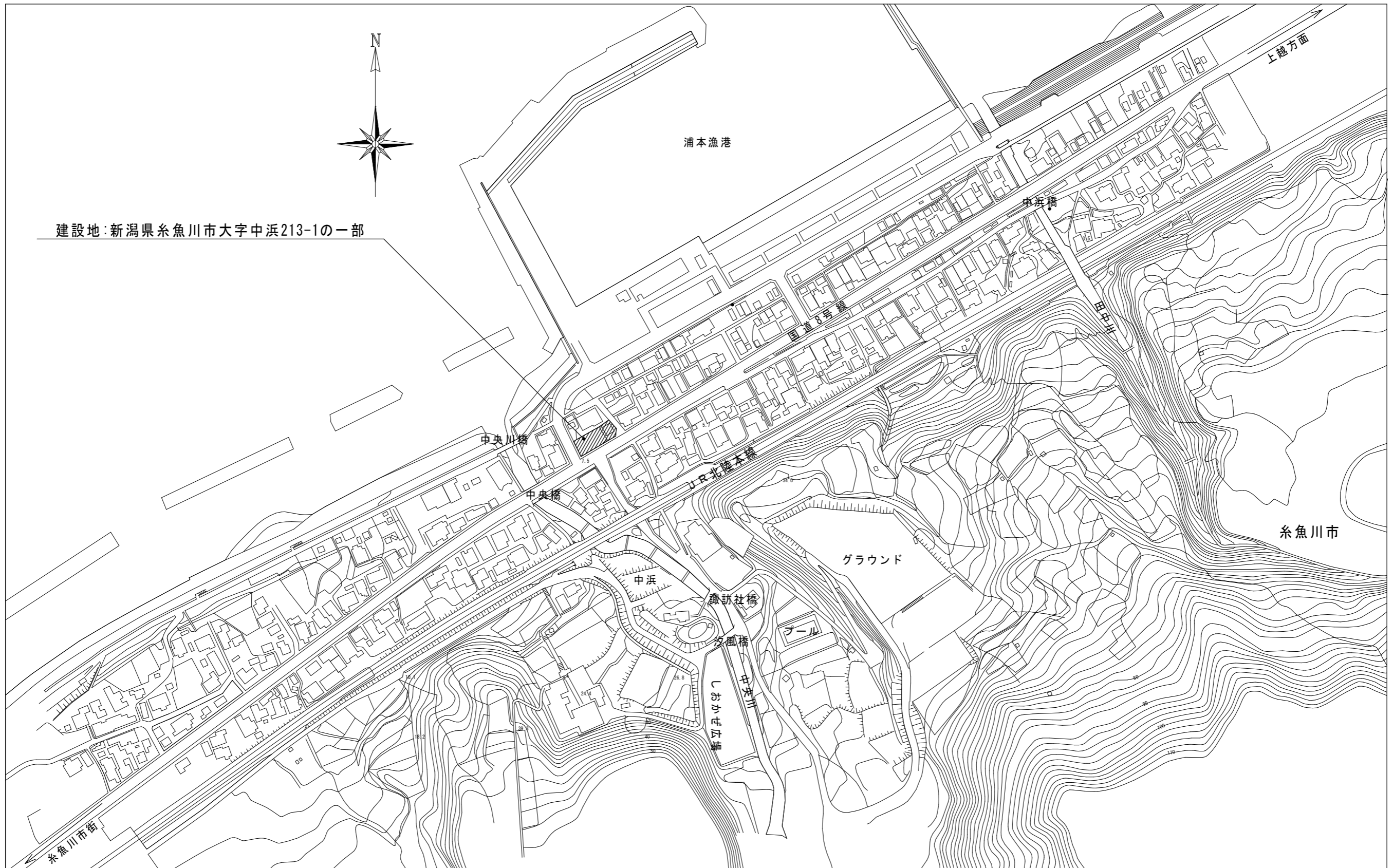
ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット類 (以下に示す基礎工用機械のうち、ペ-マシンとは別に独立した ディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの 油圧ハマ・ハイ・ロム・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭 圧入引抜機、ア-ス-ガ、オ-ルケ-シ-ンク 掘削機、リハ-スチ-キレ-シ-ョ-ト・リル ア-スト・リル、地下連続壁施工機、全回転型オ-ルケ-シ-ンク 掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。	ディーゼル エンジン (エンジン 出力7.5KW 以上260KW 以下)を 搭載した 建設機械 に限る。

※労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年6月14日法律第35号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)へ加入すること。

受注者は、法定外の労災保険の契約を締結したときは、その証券等の写しを監督員に提出しなければならない。



案内図 S=1 : 2500

当初設計	注意事項・変更事項		発注者	設計者	承認	審査	設計責任	製図	工事名	日付	図面番号
	検査済	適合	糸魚川市	古畑・シグマ経常共同企業体 シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫					令和5年度 消第4号 消防団中浜格納庫除却工事	2023.3.28	D-05
	検査済	適合							案内図	A3 S=1 : 2500	意電機

■外部仕上表

部位	下地・仕上	備考	部位	下地・仕上	備考
基礎・地覆	・鉄筋コンクリート布基礎 ・地覆:コンクリート打ち放し		破 風	・木製30*210 OS塗り	
外 壁	・窯業系サイディング縦貼張り t=12.0 釘止め, 下地:通風防水シート張り		軒 天	・ケイカル板目透し貼り t=5.0 A-Em p 塗り	ケイカル板は石綿含建材(クリソイル)
	・水切り, 外壁コーナー ガルバリウム鋼板加工 t=0.35		外部開口部	・外付けアルミサッシ W=70, 硝子, 網戸付 ・軽量バランスシャッター	(図示のよる)
屋 根	・ガルバリウム鋼板瓦棒葺き t=0.35		雨 樋	・軒樋 塩ビ105φ, タテ樋60φ ステンレス受金具使用	
	下地:野地板コンパネ敷き t=12.0, アスファルトルーフィング22kg敷き		そ の 他	・ガスメーター撤去	
庇・霧除け	・ガルバリウム鋼板横葺き t=0.35				
	下地:野地板コンパネ敷き t=12.0, アスファルトルーフィング22kg敷き				

■内部仕上表

階	室名	床	巾木	壁	天井高さ	天井	備考
		仕上	仕上	壁仕上	廻縁	仕上	
		下地		下地		下地	
1階	格納庫	コンクリート即時仕上げ	基礎コンクリート打放しH=300	石膏ボード貼り t=12.0 (塩ビジョイナー使用)	2700	石膏ボード貼り t=9.0 (塩ビジョイナー使用)	
				木製軸組下地	塩ビ見切	木製野縁組	
	和 室	タタミ敷き, 下地コンパネ t=12.0 ころばし根太工法, 土間コンクリート下地	タタミ寄せ	ビニルクロス貼り 下地石膏ボード貼り t=12.0	2400	目透天井 杉桎不燃板張り t=17.0	
				木製軸組下地	木製廻縁	木製野縁組	
	流し前	合板フローリング貼り ころばし根太工法, 土間コンクリート下地	木製巾木 H=60 OS塗り	ビニルクロス貼り 下地防水石膏ボード貼り t=12.0	2400	化粧石膏ボード張り(ジプトーン)t=9.0	既製品流し台L=1200 ・換気扇
				木製軸組下地	塩ビ見切	木製野縁組	
	踏 込	モルタル金鍍仕上げ コンクリート下地	基礎コンクリート打放しH=300	化粧石膏ボード貼り t=9.0	2700	化粧石膏ボード張り(ジプトーン)t=9.0	和風便器・手洗い器
				木製軸組下地	塩ビ見切	木製野縁組	
	ト イ レ	モルタル金鍍仕上げ コンクリート下地	モルタル巾木H=300	化粧石膏ボード貼り t=9.0	2100~2400	化粧石膏ボード張り(ジプトーン)t=9.0	
				木製軸組下地	塩ビ見切	木製野縁組	
押 入	コンパネ貼り ころばし根太工法, 土間コンクリート下地	雑巾摺り	石膏ボード貼り t=12.0	2400	石膏ボード貼り t=9.0	中 段	
			木製軸組下地	塩ビ見切	木製野縁組		

電気設備撤去 1式 内容 (概 算)

・照明器具・盤類

- 蛍光灯撤去 天井付 1250*230 1・2灯用 2台程度
- 蛍光灯撤去 流し元 壁付 450*65 1灯用 1台程度
- 蛍光灯撤去 天井付 φ250 1灯用 1台程度
- 換気扇撤去 300φ 塩ビフット共 1個程度
- 赤色灯撤去 φ300 1台程度
- 電灯盤撤去 W330*D80*H310 1台程度

・コンセント類 3カ所程度

・スイッチ, アウトレット類 4カ所程度

・その他配線類 IV 16*22(19), 16*3(19), 2.0*2(19) 31m程度

・引込配線, メーター, 電話線撤去 別途

機械設備撤去 1式 内容 (概 算)

- 和風便器 ロタンク共 1組
- 水栓柱撤去 1組
- 水道用硬質塩ビ管撤去 屋内外VP13 3m程度
- 排水用硬質塩ビ管撤去 屋内外VP50 6.0m程度
- 排水用硬質塩ビ管撤去 屋内外VP65 68.0m程度
- 交換撤去 屋外 白炭素鋼管 25A 15.0m程度

・ガスネーター撤去別途

当初設計	注意事項・変更事項			発注者	古畑・シグマ経営共同企業体	設計者	シグマ建築設計事務所 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (ト) 第2568号 一級建築士 第220874号 管理建築士 松沢 正夫	承認	審査	設計責任	製 図	工事名	令和5年度 消第4号 消防団中浜格納庫除却工事	日付	2023.3.28	図面番号	D-07
				糸 魚 川 市								図面名称	外部・内部仕上表	縮尺	no scale	意 電 機	構 機

